

中小受託事業者の
確認ポイント！

新たなルールを確認！

令和8年1月1日から、「下請法」は「取適法（トリテキ法）」に変わります。

取適法施行（令和8年1月1日）に伴い、同日以降に発注した取適法適用対象取引では、新たに以下の行為が禁止されます！

！ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- ・ 中小受託事業者からの価格協議の求めに応じずに、一方的に代金を決定することは違反になります。

→ 積極的に協議を求めることで、より実質的な価格協議を実現へ

※ 協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協議の求めを無視したり、協議を繰り返し先延ばしにしたりして、協議を困難にさせる場合も違反になります。

！ 手形払等の禁止

- ・ 手形による代金の支払いは違反になります（「支払遅延」に該当）。
- ・ 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反になります（「支払遅延」に該当）。

→ 支払期日に代金満額相当の現金を受取可能に

例えば、以下の場合には取適法に違反することとなります。

- ① 製造委託等代金の支払期日より後に満期日が到来する場合に中小受託事業者において割引を受ける等の行為が必要なとき
- ② 中小受託事業者を受取手数料等の負担が生じるとき

※ 上記②に関して、決済に伴い一時的に受取手数料等の負担が生じる場合であっても、あらかじめ書面等による合意の上、製造委託等代金の支払期日までに当該負担分を委託事業者が補填し、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に代金満額相当の現金を受け取れるようになっていれば問題とはなりません。

！ 振込手数料を負担させることの禁止

- ・ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります（「減額」に該当）。

→ 代金の受取に係る振込手数料の負担が不要に

